

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年3月27日（金） 9：14～9：30

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市 早苗 内閣総理大臣
林 芳正 国務大臣（総務大臣）
平口 洋 国務大臣（法務大臣）
片山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松本 洋平 国務大臣（文部科学大臣）
上野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木 憲和 国務大臣（農林水産大臣）
赤澤 亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金子 恭之 国務大臣（国土交通大臣）
石原 宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：茂木 敏充 国務大臣（外務大臣）
陪席者：尾崎 正直 内閣官房副長官
佐藤 啓 内閣官房副長官
露木 康浩 内閣官房副長官
岩尾 信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	16件
○国会提出案件	6件
○法律案	4件
○政令	14件
○人事	4件
○報告	1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、佐藤副長官から御説明申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「科学技術・イノベーション基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、小野田大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣から御発言があります。

次に、「令和8年度暫定予算概算」等について、御決定をお願いいたします。なお、「令和8年度暫定予算」は、御決定の上、国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「記念貨幣の発行」について、御決定をお願いいたします。本件は、本年開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念するため、1,000円貨幣を発行するものであります。あわせて、同貨幣の素材等を定める「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部改正令」について、御決定をお願いいたします。これらの案件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「アルコール健康障害対策推進基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、アルコール健康障害対策基本法の規定に基づき、基本計画を変更するものであり、決定の上は、国会へ報告するものであります。

次に、「住生活基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、住生活基本法の規定に基づき、2050年を見据えた当面10年間の基本的な方針として、既存の住宅ストックを最大限に活用しながら、人生100年時代の生活を支える基盤を再構築していく方向性等を定めるものであります。

次に、「観光立国推進基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、国土交通大臣から御発言があります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、訓練施設として提供していた土地に庁舎を建設するため、陸上自衛隊玖珠駐屯地の一部土地を追加提供するもの等、計8件であります。

次に、恩赦3件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、「地方財政の状況」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、法務大臣から、御発言があります。

次に、「令和7年防衛省と民間企業との間の人事交流」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、官民人事交流法に基づき、国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定

をお願いいたします。

次に、法律案4件について、御決定をお願いいたします。まず、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部改正法案」は、人工衛星の搭載等を伴わない宇宙ロケットの打上げを許可の対象とするとともに、落下等損害の賠償制度の対象に追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「第16次地方分権一括法案」は、地方公共団体の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けの見直し等を行うため、関係法律を改正するものであります。

次に、「下水道法等の一部改正法案」は、下水道管理者による施設の工事及び維持管理の状況の公表の義務化、道路管理者と道路占有者との間の占用物件等の維持修繕に関する協定制度の創設等の措置を講ずるものであります。

次に、「建築物省エネ法の一部改正法案」は、住宅市場に占める割合が特に大きい建築主等に対し、建築物のエネルギー消費性能向上のための中長期計画の作成を義務付ける等の措置を講ずるものであります。

次に、政令8件について、御決定をお願いいたします。まず、「サイバー通信情報監理委員会事務局組織令」は、同事務局に次長等及び所要の課の設置等を行うものであり、「サイバー対処能力強化法の一部の施行に伴う関係整備政令」は、同法の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「復興庁組織令の一部改正令」は、所掌事務の的確な遂行を図るため、岩手復興局及び宮城復興局を廃止する等の改正を行うものであります。

次に、「災害対策基本法施行令及び大規模災害復興法施行令の一部改正令」は、国の機関等から派遣された職員に対して地方公共団体が負担する手当として、第二種初任給調整手当等を追加するものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部改正令」は、最近の為替相場等の事情を勘案して、当該手当の額の改定等を行うものであります。

次に、「国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部改正令」は、ロシアを原産地とする物品に対する関税について、便益を与えない措置の期限を1年間延長するものであります。

次に、「労働安全衛生法施行令の一部改正令」は、譲渡し、又は提供する者がその名称等を表示する等の措置を講ずべき危険物及び有害物の範囲を改めるものであります。

次に、「土地改良法施行令の一部改正令」は、福島県の避難解除等区域等で行う土地改良事業に要する費用に対する国の補助の特例の適用期間を延長するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、中央大学名誉教授浅田統一郎を、日本銀行政策委員会審議委員に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房及び内閣府人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、観

光庁長官村田茂樹の特定複合観光施設区域整備推進室長を解くものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、弓削俊洋外161名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元参議院議員大塚耕平を、従三位に叙し、旭日大綬章を授けるものがあります。

次に、「官民人事交流」に関する報告があります。本件は、官民人事交流法に基づき、人事院から国会及び内閣に対して報告されたものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「政府安全保障能力強化支援に関する書簡」をタイ及びフィジーとの間でそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の安全保障能力強化に係る計画の実施のため、タイに対し5億円、フィジーに対し4億円の資金を贈与することについて、それぞれ取り極めるものであります。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をインドネシア、フィリピン及びホンジュラスとの間でそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、インドネシアの「競争力・産業近代化及び貿易促進プログラム」に500億円を限度とする円借款を供与すること等について、取り極めるものであります。なお、以上5件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件について、申し上げます。令和8年度予算の関連政令5件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「行政機関職員定員令並びに公正取引委員会事務総局及び防衛省の組織令」の各一部改正令は、令和8年度の機構・定員査定結果を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正令」及び「令和8年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令」は、同交付金等の額の算定基準を定めるものであります。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、小野田大臣。

○小野田国務大臣：「科学技術・イノベーション基本計画」について一言申し上げます。本計画は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定する5か年の計画です。基礎研究から社会実装に至るまで一貫通貫の政策形成を通じて、イノベーションを生み出すため社会システムの再構築を目指してまいります。また、政府の研究開発投資60兆円、官民合わせた研究開発投資180兆円の目標達成を目指してまいります。関係閣僚におかれましては、本計画を着実に実施するため、御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、文部科学大臣。

○松本（洋）国務大臣：「科学技術・イノベーション基本計画」について一言申し上げます。

ます。「科学とビジネスの近接化」等の国際的な動向を踏まえると、科学を基盤としてイノベーションを創出し我が国の将来を切り拓くためにも、我が国の「科学の再興」に向けた取組を早急に進める必要があると考えています。このため、文部科学省としては、研究システムの刷新、研究大学群の形成、運営費交付金等の基盤的経費や基礎研究への投資の大幅な拡充等に全力で取り組んでまいります。

○木原国務大臣：次に、経済産業大臣。

○赤澤国務大臣：「科学技術・イノベーション基本計画」について一言申し上げます。経済産業省としては、新たに拡充する研究開発税制の「戦略技術領域型」等の活用を進め、本計画に位置づけられた「国家戦略技術領域」への一気通貫支援を進めるとともに、民間の研究開発投資を促進してまいります。加えて、本計画を礎として、「技術で勝ってビジネスでも勝つ」ため、関係閣僚とも協力しつつ、「新技術立国」の検討を深めてまいります。

○木原国務大臣：次に、財務大臣から2件御発言がございます。

○片山国務大臣：このたび、令和8年4月1日から4月11日までの期間に係る暫定予算を編成しましたので、閣議にお諮りいたします。暫定予算は本予算成立までの応急的な予算であります。一般会計暫定予算の歳出は、期間中における行政運営上、必要最小限の金額として8兆5,641億円を計上することとしております。歳入につきましては、税込及びその他収入の期間中の収入見込額644億円を計上することとしております。なお、歳出超過となりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ財務省証券を発行することができることとしております。特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましても、一般会計に準じて編成しております。暫定予算につきましては、閣議決定後、速やかに国会への提出手続をとることとしたいと考えております。

○片山国務大臣：本年開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念する貨幣の発行及びその図柄等を定める政令につきまして御決定をお願いする次第であります。まず、アジア競技大会記念貨幣の額面価格につきましては、1,000円としております。表面の図柄は、「陸上競技とセパタクロー」の選手を、裏面の図柄は大会マスコットの「ホノホン」を採用することとしました。また、アジアパラ競技大会記念貨幣の額面価格につきましても、1,000円としております。表面の図柄は、「ゴールボールとボッチャ」の選手を、裏面の図柄は大会マスコットの「ウズミン」を採用することとしました。以上、よろしくお願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、国土交通大臣。

○金子国務大臣：観光は、自動車産業に次ぐ第2の輸出産業として成長しており、地域経済や日本経済の発展をリードする戦略産業と考えております。新たな観光立国推進基本計画においては、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、その消費額を15兆円にするなどの目標の達成に向けて、地方誘客の推進を通じたオーバーツーリズム対策の強化等により、インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立を図るとともに、国内交流やアウトバウンドの拡大、観光地・観

光産業の強靱化に取り組んでまいります。本計画の着実な推進に向けて、関係府省庁におかれましては引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、総務大臣。

○林国務大臣：令和8年版の「地方財政の状況」は、令和6年度の地方公共団体の決算等を内容としており、その普通会計の決算額は、歳入が120.2兆円、歳出が116.0兆円となっております。地方財政は、巨額の特例的な債務残高を抱えるなど、依然として厳しい状況にあります。令和8年度においても、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、官公需の価格転嫁やいわゆる教育無償化への対応など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、必要な取組を推進してまいりたいと考えております。

○木原国務大臣：次に、法務大臣。

○平口国務大臣：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく令和7年中の通信傍受の実施状況等について御説明いたします。令和7年中においては、合計15事件につき、傍受を実施した結果、合計109人の逮捕に至りました。また、令和6年中に傍受を実施した事件につき、所要の捜査を遂げた結果、新たに合計31人の逮捕に至りました。以上の内容について、同法に基づき、国会に報告したいと考えております。なお、捜査当局においては、今後も、通信傍受を適切に活用していく方針と承知しております。

○木原国務大臣：次に、私から「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議の開催について」の一部改正について、申し上げます。「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を発展的に改組し、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律に基づく「物流政策推進会議」を設けるため、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議の開催について」を一部改正し、題名を「物流政策推進会議の開催について」に改めるほか、公正取引委員会委員長を構成員とするなどの改正を行うことといたしますので、御了解をお願いいたします。各閣僚におかれましては、これまでの関係閣僚会議に引き続き、物流政策推進会議を通じて、関係閣僚が緊密に連携しつつ、政府全体で必要な対策を進められるよう、御協力をお願いいたします。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

資料あり
資料あり

- 1. 参議院議員伊勢崎賢治（れ新）提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准等に関する質問に対する答弁書について（決定）
（外務省）
- 1. 衆議院議員早稲田ゆき（中道）提出在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問に対する答弁書について（決定）
（防衛省）
- 1. 参議院議員石垣のりこ（立憲）提出陸上自衛隊健軍駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）

◎法律案

資料あり
資料あり

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）
（内閣府本府・財務省）
- 〃 ○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（決定）
〔内閣府本府・こども家庭庁・総務・法務・財務・厚生労働・国土交通・環境省〕
- 〃 ○ 下水道法等の一部を改正する法律案（決定）
（国土交通・環境省）
- 〃 ○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）
（国土交通・農林水産・経済産業・環境省）

◎政令

資料あり
資料あり

- サイバー通信情報監理委員会事務局組織令（決定）
（内閣官房）
- 〃 ○ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 復興庁組織令の一部を改正する政令（決定）
（復興庁）

- 資料あり
資あり
- 災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令
(決定) (内閣府本府・総務省)
 - 〃 ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(決定) (外務省)
 - 〃 ○国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令(決定) (財務省)
 - 〃 ○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(決定) (同上)
 - 〃 ○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(決定) (厚生労働省)
 - 〃 ○土地改良法施行令の一部を改正する政令(決定) (農林水産・財務省)

◎人 事

- 資料あり
資あり
- 浅田統一郎を日本銀行政策委員会審議委員に任命することについて(決定)
 - 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて(決定)
- 資料なし
資なし
- ☆向井香津子外69名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事補大橋彩友美を願に依り免ずることについて(決定)
- 資料あり
資あり
- 愛媛大学名誉教授弓削俊洋外161名の叙位又は叙勲について(決定)

◎報 告

- 資料あり
資あり
- ☆官民人事交流に関する人事院の年次報告(令和7年)について (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

資料
なし

- { 1. タイ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換
- 1. フィジー共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換

について (決定)

(外務省)

〃

- { 1. 円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換
- 1. 円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換
- 1. 円借款の供与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換

について (決定)

(同上)

[○署名あり ☆署名なし]

◎政 令

資料あり
あり

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令
(決定) (内閣官房)
- 〃 ○公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する
政令 (決定) (公正取引委員会)
- 〃 ○防衛省組織令の一部を改正する政令 (決定)
(防衛省)
- 〃 ○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担
金の算定等に関する政令の一部を改正する政令
(決定) (厚生労働・財務省)
- 〃 ○令和8年度における高齢者の医療の確保に関する
法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付
金の額の算定に係る率及び割合を定める政令
(決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]